

○木曾広域消防本部消防職員委員会の運営に関する要綱

平成 11 年 4 月 1 日

改正 平成 17 年 8 月 1 日

(趣旨)

第 1 趣旨

この要綱は、木曾広域消防本部消防職員委員会の運営について、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）及びこれに基づく木曾広域消防本部消防職員委員会に関する規則（平成 11 年規則第 28 号。以下「規則」という。）第 13 条に基づき必要な事項を定める。

第 2 委員長等の指名手続き（第 3 条、第 5 条、第 7 条関係）

- 1 消防長は、委員長、委員及び意見取りまとめ者を指名するときは、人事通知書（様式第 1 号）による。
- 2 消防職員による委員及び意見取りまとめ者の推薦は、各組織区分に所属する職員の話し合いにより行う。

第 3 消防職員の意見の提出手続き（第 8 条関係）

消防職員の意見は氏名を記載し、意見取りまとめ者が、委員会の庶務を担当する消防本部総務係に持参又はその他の手段により提出する。

第 4 委員会の会議の運営等（第 9 条関係）

- 1 委員会は、消防職員から提出された意見が、委員会での審議事項に該当しない場合には、その意見を提出した職員に対して、法第 14 条の 5 第 1 項各号に該当しない旨を伝える。
- 2 消防長の規則第 9 条第 3 項に定める期日は、1 か月とする。
- 3 委員会の会議は公開しない。
- 4 委員会での審議に当たっては、提出者の氏名を明らかにしない。
- 5 委員会は、消防職員から提出された意見に対する審議について継続審議はしない。

第 5 意見区分（第 10 条関係）

消防長の規則第 10 条に定める区分とは次の各号の区分に分類し、本曾広域消防本部消防職員委員会審議結果報告書（様式第 2 号）により提出する。

- (1) 実施することが適当である。
- (2) 諸課題を検討する必要がある。
- (3) 実施は困難と考える。
- (4) 現行どおりでよい。

第 6 消防長の処置等

- 1 消防長は、委員会の意見の趣旨を尊重して処置するよう努める。
- 2 消防長は、委員会の消防長に対する意見及び消防長の処置結果の要旨を職員に周知する。

第7 その他

- 1 消防長は、特別の事情がある場合を除き、委員である職員が委員会に出席するために必要な配慮をする。
- 2 職員は、委員会へ意見を提出したこと又は委員会の委員として正当な行為を行ったことの故をもって不利益な取り扱いを受けることはないものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年8月1日）

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

人 事 通 知 書

階級

氏名

- 木曾広域消防本部消防職員委員会委員長を命ずる。
- 木曾広域消防本部消防職員委員会委員を命ずる。
- 木曾広域消防本部消防職員委員会意見取りまとめ者を命ずる。

年 月 日

木曾広域消防本部

消防長

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

消防長 殿

消防職員委員会

委員長

㊟

木曾広域消防本部消防職員委員会

審 議 結 果 報 告 書

1 日 時 年 月 日 時 分～ 月 日 時 分

2 審議内容

整理番号	意 見	意見区分	備考
		(1) (2) (3) (4)	
		(1) (2) (3) (4)	
		(1) (2) (3) (4)	
		(1) (2) (3) (4)	

※ 意見区分

(1) 実施することが適当である。

(2) 諸課題を検討する必要がある。

(3) 実施は困難と考える。

(4) 現行どおりでよい。